

## 下水道（機械・電気設備）工事における数値基準調査による失格基準の設定について

### 数値基準調査による失格

数値基準調査における失格基準のうち、直接工事費については機器費も含め、山形県建設工事低入札価格調査制度取扱要領第5条第2項に基づき基準を定めるものとし、75パーセントから85パーセントの範囲内で用いる「適宜の率」とは、下記の算式により求められる数値（小数点第1位以下切り捨て）とする。

$$\text{率（％）} = (\text{直接工事費} \times 85\% + \text{機器費} \times 80\%) \div (\text{直接工事費} + \text{機器費}) \times 100$$

適用月日：令和7年5月15日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。